

第53回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報



開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル 2階 会議室

インターネット等または書面による議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時30分

機関投資家の皆様には株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主様へのお知らせ

- ・ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・インターネット等又は郵送により事前に議決権行使ができますので、ご検討ください。

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

<会社提案・株主提案>

- 第5号議案 定款一部変更の件

<株主提案>

- 第6号議案 剰余金処分の件
- 第7号議案 自己株式取得の件

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第53回定時株主総会を
2024年6月26日（水曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役社長 遠藤邦彦



目次

第53回定時株主総会招集ご通知	2	▶事業報告	
[株主総会参考書類]		Ⅰ 企業集団の現況に関する事項	25
▶議案及び参考事項		Ⅱ 会社の株式に関する事項	35
<会社提案>		Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項	35
第1号議案 剰余金の処分の件	7	Ⅳ 会社役員に関する事項	36
第2号議案 取締役5名選任の件	8	Ⅴ 会計監査人に関する事項	41
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	16	▶連結計算書類	
第4号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	17	連結貸借対照表	43
<会社提案・株主提案>		連結損益計算書	44
第5号議案 定款一部変更の件	18	▶計算書類	
<株主提案>		貸借対照表	45
第6号議案 剰余金処分の件	20	損益計算書	46
第7号議案 自己株式取得の件	23	▶監査報告書	
		連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告書 謄本	47
		会計監査人の監査報告書 謄本	49
		監査役会の監査報告書 謄本	51

大阪府大阪市中央区本町一丁目6番19号

株式会社 遠藤照明

代表取締役社長 遠藤 邦彦

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.endo-lighting.co.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」の「株主総会情報」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6932/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「遠藤照明」又は「コード」に当社証券コード「6932」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」等に従って、2024年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日時	2024年6月26日（水曜日）午前10時
2 場所	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号 ENDO堺筋ビル 2階 会議室
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第53期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第53期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 <会社提案> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 <会社提案・株主提案> 第5号議案 定款一部変更の件 <株主提案> 第6号議案 剰余金処分の件 第7号議案 自己株式取得の件
4 招集にあたっての決定事項	<ul style="list-style-type: none">・インターネット等による方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案についての賛否または棄権の記載がない場合は、会社提案及び会社提案・株主提案（第1号議案から第5号議案まで）については賛成、株主提案（第6号及び第7号）については反対の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をいただいた株様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



インターネット等で議決権を行使される場合

後記の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、ご返送ください。なお、各議案についての賛否または棄権の記載がない場合は、会社提案及び会社提案・株主提案（第1号議案から第5号議案まで）については賛成、株主提案（第6号及び第7号）については反対の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。

議決権行使書用紙イメージ

The image shows a proxy voting form for Endo Lighting Corporation. A red dashed box highlights the '賛成' (Agree) and '反対' (Disagree) columns for the shareholder proposals (第6号 and 第7号). The form includes sections for '議決権行使書 株式会社 議決権説明 御中' and '議決権の数'.

株主提案（第6号及び第7号）について、当社取締役会としては、**反対**しております。詳細は後記をご参照ください。

▶ **こちらに、各議案の賛否をご記入ください。**

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印 ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

【会社提案】及び【会社提案・株主提案】のすべてに**賛成**し、【株主提案】のすべてに**反対**する場合

The diagram shows a table with columns for '賛成' (Agree) and '反対' (Disagree) for various proposals. A red dashed box highlights the '賛成' column for the first five proposals and the '反対' column for the last two. An arrow points to a final summary table where the '賛成' column is marked with a red circle and the '反対' column is marked with a blue circle.

【会社提案】に**反対**し、【会社提案・株主提案】及び【株主提案】のすべてに**賛成**する場合

The diagram shows a table with columns for '賛成' (Agree) and '反対' (Disagree) for various proposals. A red dashed box highlights the '反対' column for the first five proposals and the '賛成' column for the last two. An arrow points to a final summary table where the '賛成' column is marked with a red circle and the '反対' column is marked with a blue circle.

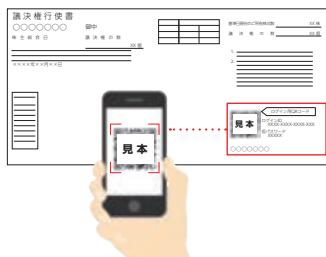
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

(会社提案) 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業基盤の強化並びに将来の事業展開のための内部留保や今後の収益見通しなどを総合的に勘案し、1株につき22円50銭といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、中間配当金（1株につき17円50銭）と合わせまして、1株につき40円00銭となります。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金22円50銭
配当総額	332,463,803円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

(会社提案) 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位及び担当	取締役会出席回数
1	えん どう くに ひこ 遠藤 邦彦 再任	代表取締役社長	19/19回
2	ひし たに きよし 菱谷 清 再任	常務取締役 開発・品質・生産担当	19/19回
3	すぎ さか まさ し 杉坂 真志 再任	取締役 営業本部長	19/19回
4	みや した りつ え 宮下 律江 再任 独立役員 社外取締役	社外取締役	16/19回
5	なが はた たか や 長畑 隆也 新任 独立役員 社外取締役		—

候補者番号

1

えん どう くに ひこ

遠藤 邦彦

(1974年4月8日生)

再任

略歴、地位及び担当

1997年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2001年 1月 当社入社
2006年 4月 当社経営戦略室長
2006年 6月 当社取締役 経営戦略室長 兼 照明技術研究所担当
2007年 4月 当社取締役 執行役員経営戦略室長
2007年 6月 当社常務取締役 執行役員経営戦略室長
2009年 4月 当社常務取締役 照明事業部長
2010年 6月 当社代表取締役専務取締役 照明事業部長
2011年10月 当社代表取締役専務取締役
2013年11月 当社代表取締役専務取締役 LED中央研究所長
2014年 6月 当社代表取締役社長 LED中央研究所長
2016年 4月 当社代表取締役社長 営業本部長
2022年 4月 当社代表取締役社長
現在に至る



所有する当社株式の数

140,000株

取締役会出席回数

19/19回

重要な兼職の状況

ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

遠藤邦彦氏は、2014年6月の代表取締役社長に就任以降、経営の指揮を執り、様々な経営の改革に取り組んで参りました。照明事業をはじめとする当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有していることから、今後の長期的な企業価値向上実現の牽引者として適切な人材であり、また、コーポレートガバナンスの強化にも適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

ひし
たに
菱谷きよし
清

(1958年1月8日生)

再任

略歴、地位及び担当

- 1980年 4月 松下冷機株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）
入社
- 2000年 4月 同社自販機事業部技術部長
- 2008年 4月 パナソニック株式会社アプライアンス社
自販機ビジネスユニット長
- 2012年 4月 同社アプライアンス社 コールドチェーン事業部長
- 2015年 4月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部主任研究員（パナソニック株式会社より出向）
- 2016年 5月 当社入社 顧問 開発・品質・生産担当
- 2016年 6月 当社取締役 開発・品質・生産担当
- 2018年 4月 当社取締役 上席執行役員 開発・品質・生産担当
- 2018年 6月 当社取締役 常務執行役員 開発・品質・生産担当
- 2022年 6月 当社常務取締役 常務執行役員 開発・品質・生産担当
- 2023年 4月 当社常務取締役 開発・品質・生産担当
現在に至る



所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

19/19回

重要な兼職の状況

昆山恩都照明有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

菱谷清氏は、パナソニック株式会社（旧 松下冷機株式会社）アプライアンス社にて、事業部経営責任者、技術開発責任者等の豊富な業務経験を有しております。当社では中長期を見据えた視点での開発、品質、生産部門における企業価値の向上に努めて参りました。今後も当社の技術分野における発展を担う人材として適任であると判断しております。また、環境保護推進の分野でも適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

すぎ さか まさ し
杉坂真志

(1960年8月29日生)

再任

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社
2004年 4月 当社西日本カスタマーソリューション部長
2005年 7月 イーシームズ株式会社（出向）取締役
2008年 4月 同社代表取締役社長
2018年 6月 当社執行役員 イーシームズ株式会社代表取締役社長
2022年 4月 当社常務執行役員 営業本部長 兼 管理本部長
2022年 6月 当社取締役 営業本部長 兼 管理本部長
2023年 6月 当社取締役 営業本部長
現在に至る



所有する当社株式の数

2,000株

取締役会出席回数

19/19回

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

杉坂真志氏は、遠藤照明の照明事業部門、特に環境関連商材の部門において要職を歴任しており、豊富な業務経験を有しております。また、出向先のイーシームズ株式会社の代表取締役社長として、照明器具のレンタル事業を大きく発展させ、また、当社では、営業本部長、管理本部長として功績を収めており、今後の当社グループの事業経営の推進において適切な人材であり、当社の持続的な企業価値の向上を目指す上で適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 みや した りつ え
4 宮下 律江 (1962年5月3日生)

再任

独立役員

社外取締役

略歴、地位及び担当

1986年 4月 株式会社 J A L インフォテック入社
 2001年 7月 同社経営企画部 課長
 2015年10月 同社執行役員エアライン事業本部アプリケーション事業部
 2018年 9月 同社退職
 2018年10月 株式会社ブライトン・コンサルティング取締役
 2018年12月 株式会社エターナリア設立 代表取締役 (現任)
 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)
 2023年 6月 特種東海製紙株式会社社外取締役 (現任)
 現在に至る



所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

16/19回

重要な兼職の状況

株式会社エターナリア代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮下律江氏は、株式会社 J A L インフォテックにおいて、執行役員として J A L / J A S 経営統合の大規模なシステム刷新などの大型 IT プロジェクトを成功裏に収めるなど豊富な経験と知見を有しており、今後の当社の IT 化推進に大きく寄与していただけると判断しております。また、社内外での女性活躍推進への取り組みのほか、企業経営者としての経験を有し、また、上場企業での社外取締役を兼務していることから、経営全般を客観的な立場から監督していただけると判断し、社外取締役候補者としております。

候補者番号

5

なが はた たか や
長畑 隆也

(1960年9月6日生)

新任

独立役員

社外取締役

略歴、地位及び担当

- 1983年4月 ローム株式会社入社
2014年11月 同社センサ事業推進 統括部長
2016年6月 同社オプトモジュール生産本部 統括部長
2019年6月 ラピスセミコンダクタ宮崎株式会社（現ラピスセミコンダクタ株式会社）代表取締役
2022年7月 事業推進アドバイザー（個人事業主）
2023年11月 株式会社BproA 代表取締役社長（現任）
現在に至る



重要な兼職の状況

株式会社BproA 代表取締役社長

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

— / — 回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長畑隆也氏は、ローム株式会社において長年にわたる電子デバイスの商品設計をはじめ、製造部長として、半導体業界での研究開発から設計、製造、拡販とモノづくりに関する豊富な経験と知見を有しております。また、ラピスセミコンダクタ宮崎株式会社では、代表取締役として、工場の生産性改善や新技術、健康経営等次世代投資等の経験も有していることから、経営全般を客観的な立場から監督していただけると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 宮下律江氏氏と長畑隆也氏は、社外取締役候補者であります。
 - 宮下律江氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 宮下律江氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、長畑隆也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が取締役に選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
 - 当社は宮下律江氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について、責任限定契約を締結しており、宮下律江氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、長畑隆也氏の選任が承認された場合には、長畑隆也氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考

遠藤照明 社外役員の独立性判断基準

株式会社遠藤照明（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（候補者含む。以下、同じ）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって独立性を有しないものとみなします。

- 過去10年間のいずれかの事業年度において、当社グループの業務執行者（注1）であった者
- 当社グループとの取引の支払額または受取額が、直近3事業年度において、連結売上高の2%以上を占めている法人、組合等の団体に所属する業務執行者
- 当社グループの借入金残高が、直近3事業年度において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%以上を占めている金融機関の業務執行者
- 当社グループから多額の寄付（直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上）を受けている法人、組合等の団体に所属する業務執行者
- 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭（直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上）、その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等
- 当社の大株主（注2）、または大株主である法人、組合等の団体に所属する業務執行者
- 当社グループが大株主である法人、組合等の団体に所属する業務執行者
- 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- 上記1. から8. までのいずれかに該当する者が重要な者（注3）である場合において、その配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者
- 過去3年間において、上記2. から9. までのいずれかに該当していた者
- その他、当社と利益相反関係が生じる恐れがあるなど、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

以上

注1：「業務執行者」とは、現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2：「大株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

注3：「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員及び部長格以上の上級管理職をいう。

ご参考：取締役・監査役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、並びに各役員に特に期待する経験や専門性は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は各取締役及び各監査役が有する全ての知識や能力、経験を表すものではありません。

	氏名	性別	企業経営・ 経営戦略	財務・会計・ 税務	技術開発	製造・供給	事業戦略・販売・ マーケティング	グローバル ビジネス	法務・ コンプライアンス	内部統制・ ガバナンス	IT・ デジタル	サステナ ビリティ・ESG
取 締 役	遠藤 邦彦	男性	●		●		●	●				
	菱谷 清	男性			●	●		●				●
	杉坂 真志	男性	●	●			●		●			
	宮下 律江	女性	●				●				●	●
	長畑 隆也	男性			●	●		●		●		
監 査 役	久保 章	男性		●				●		●		
	村井 潤	男性							●	●		
	神崎 泰郎	男性					●			●		

(会社提案) 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

さか た ひ で たか
坂田 秀隆 (1959年11月29日生)

独立役員

補欠社外監査役

略歴及び地位

1982年 4月 坂田秀治会計事務所入所
 1984年 9月 同所退所
 1984年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
 1988年 3月 公認会計士登録
 1997年 6月 監査法人トーマツ事業開発部(現 デロイトトーマツファイナンシャル
 アドバイザリー合同会社)異動 シニアマネジャー
 2000年 6月 同社パートナー
 2019年 1月 同社退職
 2019年 1月 株式会社MAGIC代表取締役（現任）
 2020年 6月 dep. FAS合同会社代表社員（現任）
 現在に至る

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

—/—回

監査役会出席回数

—/—回

重要な兼職の状況

株式会社MAGIC代表取締役
 dep. FAS合同会社代表社員

補欠の社外監査役候補者とした理由

坂田秀隆氏は、公認会計士として、企業会計に精通しており、高度な専門知識及び幅広い見識により培われた経験を有していることから、当社の監査の職務遂行に適任であると判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 坂田秀隆氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 坂田秀隆氏は補欠社外監査役候補者であります。
 3. 株式会社MAGIC及びdep. FAS合同会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
 4. 坂田秀隆氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 5. 坂田秀隆氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、坂田秀隆氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(会社提案) 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役馬場孝夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社内規の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。なお、馬場孝夫氏に対し、役員退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

ばん ば たか お

馬場 孝夫

略歴

2008年 6月 当社監査役 (社外)
2013年 6月 当社取締役 (社外)
現在に至る

<会社提案・株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、会社提案と株主提案（1名の株主様からのご提案）が同じ内容であります。
なお、提案の理由（株主提案）は、形式的な調整を除き提案株主から提出されたものを原文のまま記載しています。

（会社提案・株主提案） 第5号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由（会社提案）

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

2 提案の理由（株主提案）

東京証券取引所より2023年4月4日に公表された東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2023の1・1・2 取締役・取締役会（1）取締役の任期には、「会社法第332条第1項は、取締役の任期について原則として選任後2年以内と定める一方、定款又は株主総会の決議によってその任期を短縮できると定めている。（中略）近年では、経営環境の変化に機動的に対応することや、経営責任の明確化及び株主の信認を毎年得ることによるコーポレート・ガバナンス体制の強化等を目的とし、監査役会設置会社において取締役の任期を1年とする会社の割合が増加している（図表18）。」と記載されており、図表18には、定款上の取締役の任期（監査役会設置会社）の任期1年の会社の割合が2014年56.9%より2年ごとの調査の度に増加して2022年には65.2%となり、全体の2/3の会社が定款上の任期を1年としていることを具体的な数値で示しています。

取締役の任期短縮については、世界的な議決権行使助言会社であるISSは、「原則として賛成を推奨する」と2024年度版日本向け議決権行使助言基準に記載しており、近い将来、大多数の上場企業が取締役の任期を1年とするものと考えます。

取締役任期の短縮は、東証のコーポレート・ガバナンス白書にあるとおり、経営責任の明確化をとおしてコーポレート・ガバナンス体制の強化を基本的な目的とするものですが、合わせて当社のコーポレート・ガバナンスコードへの対応が単なるお題目としてではなく、経営の機動性、取締役会の監督機能の強化を目指す実効性のあるものであるとのメッセージをステークホルダーへと発信する効果があると考えます。昨年3月末に東証より要請のあったPBR（株価純資産倍率）の改善についても、短期的な収益改善、臨時配当の実施ではなく、中長期的な視野に立った成長投資、研究開発、人的資本への投資などの着実な実施とあわせて、事業戦

略、経営姿勢を外部に有効に発信するための情報開示の工夫も重要であることは、多くの識者の指摘するところ です。

本件、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化をとおして、中長期的な企業価値向上に資することを期して、提案します。

3 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

変更案

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. (現行どおり)

<株主提案（第6号議案及び第7号議案）>

第6号議案及び第7号議案は、1名の株主様からのご提案によるものであります。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、形式的な調整を除き提案株主から提出されたものを原文のまま記載しています。

(株主提案) 第6号議案 剰余金処分の件

① 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 1株当たりの配当額

当社の2024年3月期 決算短信【日本基準】(連結) 1. 2024年3月期の連結業績(2023年4月1日～2024年3月31日) (1) 連結経営成績に記載される2024年3月期1株当たり当期純利益の額の3分の1に相当する金額から小数点以下を切り捨てた額(以下「実績EPSの1/3」と言います。)から、第53期事業年度における中間配当金 17.5円及び本定時株主総会において当社取締役会が提案し、本定時株主総会において承認された当社株式1株当たりの剰余金の処分額を控除した金額とする(本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には、実績EPSの1/3から第53期事業年度における中間配当金17.5円を控除した金額)。

(ウ) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき上記(イ)の1株当たりの配当額(配当総額は1株当たりの配当額に2024年3月31日現在の当社発行済み株式総数(自己株式を除く)を乗じて算出した金額)。

(エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

(オ) 配当支払い開始日

本定時株主総会の翌営業日から起算して、3週間後の日

② 提案の理由

過去5年間の当社の営業キャッシュフローは、平均値が48.0億円、最大値が58.4億円、最小値が27.8億円と安定して大幅な黒字を計上してきました。この間に投資キャッシュフローは、平均で26.0億円の赤字にとどまりましたので、過去5年間の当社のフリーキャッシュフローは、平均値が22.0億円、最大値が40.4億円、最小値が5.3億円と安定して大幅な黒字を計上し、当社の純有利子負債残高は、2018年3月末の146.1億円から2023年3月末の39.7億円まで急減しております。

当社の主要事業である照明器具販売業界においては、2010年代前半のLED照明市場の急拡大とその反動による成長鈍化が発生しましたがその後は、既存設備の更新需要と環境問題の深刻化に伴う消費電力管理の一層の高度化要求に対応する高付加価値商品への市場シフトに支えられた市場拡大が続いており、当社のフリーキャッシュフローは今後も安定した黒字の確保が期待できる状況と考えます。

当社の過去5年間の年間配当実績は、30円、30円、15円、22.5円、30円で推移しており、概ね安定配当を指向するものですが、過去5年間の配当性向は、平均値が16.9%、最大値が23.1%、最小値が10.0%と2023年3月期決算の上場企業の平均配当性向約35%を大きく下回る水準で推移しております。フリーキャッシュフローの大幅な黒字の中で今後も低い配当性向を継続することは過大な手元資金の抱え込みにつながり、インフレによる価値の目減り、無理な資金運用による投資損失を招き余計な財務リスクを発生させる可能性があります。加えて、当社は、コーポレートガバナンスポリシーの「当社の資本政策及び株主還元」において「獲得した利益については、その3分の1ずつをそれぞれ、株主還元、従業員及び内部留保金に分配することを基本方針とする。」と記載しております。自らが定めて外部関係者に宣明した基本方針を特段の理由なく長期間にわたって遵守しないことは、当社がコーポレート・ガバナンスを重要視していないとの印象を関係者各位に与えかねない行為であり、早急に配当性向の適正化を実施すべきと考えます。

以上により、当社の第53期事業年度において実績EPSの1/3の配当を実施することは、重要なステークホルダーである株主への還元の適正化、財務リスク管理の改善、当社財務運営方針への市場の信頼向上をとおし、中長期的な企業価値の向上に資するものと考え、本件を提案します。

【第6号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、第6号議案に 反対 いたします。

当社の資本政策及び株主還元に関する基本的な考え方は、利益の最大化を経営目標とし、その獲得した利益を以って財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対して安定的な配当の維持及び適正な利益還元を行うこととしています。

当社の直近5年間の1株当たり配当額は、第48期（2019年3月期）30.00円、第49期（2020年3月期）30.00円、第50期（2021年3月期）15.00円、第51期（2022年3月期）22.50円、第52期（2023年3月期）30.00円となっており、第50期にコロナ禍による一時的な業績の悪化もあって減配したものの、その後は利益還元の強化を着実に進めており、第53期（2024年3月期）については、当初予想していた見通しから単体業績も上振れしたため、年間配当額は期首予想の35.0円から40.00円への増配を会社提案としております。

本株主提案が求めるグループ連結の当期純利益の3分の1に相当する配当は、当社を取り巻く物価上昇及び為替変動リスク等のある経営環境の中、今後高い成長の見込まれる海外事業拡大を含めた中長期的な成長の実現に支障をきたす恐れがある上に、株主の皆様に対する将来に亘っての安定した株主還元を困難とする懸念を生じさせるものと考えております。したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

当社としましては、成長機会の高い海外事業拡大に向けて、現地での成長投資や再投資を検討しております。中国の製造子会社である昆山恩都照明有限公司は設立20年を経過し再投資の時期に来ており、生産能力増強に向けた成長投資を検討開始しており、また英国ANSELL社においてもさらなる成長の為、欧州域内での販売拡大に向けた成長投資を検討しています。

今後剰余金については、成長投資と株主還元の取り組みを検討した上で、第55期（2026年3月期）を初年度とする次期中期経営計画において、長期的展望に立った新規事業や新製品の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用し、企業体質と企業競争力の更なる強化に取り組み、株主の皆様に対する将来に亘っての安定した更なる株主還元を目指してまいります。

(株主提案) 第7号議案

自己株式取得の件

① 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数735千株（発行済み株式総数の約5%）取得価額の総額1,600百万円を限度として金銭の交付をもって取得することとする。

② 提案の理由

自己資本の充実、財務の安定性を高めることをとおして企業価値の向上に資することは言うまでもないことです。しかしながら、内部留保を最優先する過度に保守的な資本政策をとり過大な自己資本を確保することは、加重平均資本コスト（以下、「WACC」と言います。）の上昇により企業価値を引き下げる効果を持つのは、コーポレートファイナンス理論の教示するところです。

当社の自己資本比率は、2019年3月期から2023年3月期の5年間に41.3%から55.0%へと着実に上昇しております。過去5年間の平均成長率は、売上高が2.7%、営業利益が4.1%であり、コロナ禍の数年間を間に挿むにもかかわらず一度も営業赤字に陥ることがない安定度の高い事業運営となっております。フリーキャッシュフローの状況については上記(1)剰余金処分の件に記載したとおり、今後とも安定した黒字が期待できる状況と考えます。従って、自己資本比率50%を目標として資本政策を実施することは、十分に保守的な財務運営であると考えます。

本提案は、適切な自己資本比率を維持しWACCを妥当な水準に保つことで、有効な財務リスク管理と中長期的な企業価値向上を両立することができるの考えに基づいています。より具体的には、中長期的な自己資本比率の目標値を50%において安定的に資本政策を運営することで中長期的な企業価値の向上を図ろうとするものです。単発の自己株式の取得ではなく、明確な資本政策にもとづく継続的な自己株式の取得が当社の中長期的な企業価値向上に資すると考えて、本件を提案します。

【第7号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、第7号議案に 反対 いたします。

当社は、自己株式の取得は、資本効率及び株主還元の上を向るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のために有効であると認識しておりますが、その実施については、当社株式の取引状況及び株価を踏まえながら、将来の成長に向けた投資とのバランスを考慮した上で、適切な時期に行うべきであると考えております。

本株主提案が求める発行済み株式総数の約5%の自己株式の取得は、当社の第55期（2026年3月期）を初年度とする次期中期経営計画において検討している成長投資の財源を損ない、当社の中長期的成長と企業価値の向上を停滞させる可能性があり、結果として株主の皆様の利益を毀損するおそれがあるものと考えます。したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

売上高	517億06百万円 前期比 13.1% 増 	営業利益	52億03百万円 前期比 68.3% 増 
経常利益	57億24百万円 前期比 57.7% 増 	親会社株主に 帰属する 当期純利益	46億49百万円 前期比 57.0% 増 

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇及び為替変動リスク等の不安要素を抱えつつも、インバウンド需要の回復、設備投資が拡大する等により緩やかな回復基調となりました。世界経済においては、不安定な国際情勢を背景とする地政学リスクの高まり、各国の金利政策の変更に伴う急激な為替変動等、先行き不透明な状況となりました。

このような状況の中、当社グループは、高付加価値空間創造企業として、持続可能でよりよい社会の実現を目指し、高い省エネ性能に加え、顧客価値を創造する光の質を高めた新製品の開発、製造及び販売に注力して参りました。

業界に先駆け製品をLED化して以降、製品のエネルギー効率の継続的な改善は製造メーカーの責務と考え、さらなる高効率照明器具の開発を進めるとともに、「人と地球にやさしい未来の光」を実現し、人々の暮らしを明るく照らすだけでなく、より豊かに幸せにすることを目指したサステナビリティ経営を推進しております。

また、製造部門においては、環境に配慮した製品の提供を目指し、継続した品質改善活動及び原価低減活動を行うとともに、販売管理費の抑制に努めて参りました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、過去最高の51,706百万円（前連結会計年度比13.1%の増収）となりました。営業利益は5,203百万円（前連結会計年度比68.3%の増益）、経常利益は5,724百万円（前連結会計年度比57.7%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,649百万円（前連結会計年度比57.0%の増益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(1) 照明器具関連事業

当セグメントにおきましては、業務用LED照明器具分野で業界トップクラスの品揃えを実現し、照明制御ソリューション分野でのトップブランドとしての地位の確立に努めました。

国内市場については、無線照明コントロールシステム「Smart LEDZ Fit/Fit Plus」及び無線調光調色器具「Tunable LEDZ」の販売促進に注力しました。電気料金の高騰やサステナビリティに関する社会的要請の高まりを背景に、既存照明器具の取り換え需要に加え、新設の商業施設やオフィス等の大型施設向け需要の取込みを強化しました。

また、自然の光、カラー演出、色味調整の三役を1台で備えた次世代無線調光調色器具シリーズ「Synca」の製品群を大幅に拡充し、東京事業所の体験型オフィスをさらにリニューアルするとともに、これからの照明を模索する「Synca U/X Lab connect」を新設、そして福岡営業所にも「Synca U/X Lab FUKUOKA」を新設しました。さらにオフィス向けカタログ「LIGHTING+FOR WORKSPACE」を発刊し、積極的な販売活動を展開しました。

急激な円安の進行と原材料の高騰による売上原価への影響の対応としては、価格改定を行うとともに、原価低減及び販売管理費削減の取組みを継続して進めました。

海外市場については、英国において2023年5月に「S16」カタログを発刊し、顧客密着型の営業を強化しました。

また、アジアでは、高級建築市場顧客の需要に応える「sync」シリーズの継続した新商品リリースと「Synca」を、DALI信号で制御できる「DALIコンバーター」を、海外先行リリースし、同市場における高いブランドイメージの確立と、高級住宅のWEB照明プレゼンテーションツールとして、「Virtual Concepts」をリリースし認知度向上に努めました。「sync4」カタログを2023年6月のWEB公表に引き続き7月に発刊し、既存顧客の深耕に努めるとともに高級建築市場の開拓を進めました。

この結果、売上高は45,774百万円（前連結会計年度比12.2%の増収）（セグメント間取引含む。以下同じ。）となり、セグメント利益（営業利益。以下同じ。）は5,624百万円（前連結会計年度比73.1%の増益）となりました。

(2) 環境関連事業

当セグメントにおきましては、流通店舗を中心にLED照明の更新、省エネルギー化及び快適性向上の提案に注力しました。

エリア毎や時間帯別の調光調色照明で蓄積した当社グループならではのノウハウを活かし、複数店舗の照明を遠隔で一括操作し、省エネルギーと空間演出が実現可能な新サービス「レンタルプラス」の提供を開始し、店舗環境の向上に貢献いたしました。

営業活動においては、ゼロエネルギー化を推進する自家消費型太陽光発電のレンタルの提案を開始するとともに、動画を活用した展示会でのプレゼンテーションの再配信等、デジタルツールを活用することにも注力し、営業活動の効率向上に努めた結果、レンタル契約実績及び機器販売実績ともに堅調に推移しました。

この結果、売上高は10,272百万円（前連結会計年度比16.2%の増収）となり、セグメント利益は897百万円（前連結会計年度比9.1%の増益）となりました。

(3) インテリア家具事業

当セグメントにおきましては、主にオフィス市場の開拓に注力し、同市場におけるブランド確立に向けた活動を展開しました。2023年12月に「Booth&Green」の新カタログを発刊し、オフィス緑化を取り入れた休憩スペース等を手掛け、オフィスの多様化によって音環境に関する問題も増えてきていることから吸音パネルの受注に向けた活動も積極的に進めました。

また、オフィスで使いやすいテーブル及びチェアを拡充し、他メーカーと共同制作したオリジナルスツール及び環境にやさしい素材を使った商材等を取り入れたカタログ「AbitaStyle 12 改定版」を増刷し、更なるAbitaStyleブランドの認知向上のため訪問活動と新カタログに向けた新商品の開発を強化するとともに、オリジナル家具の制作及び業者開拓しました。

さらに、行動制限緩和による人流回復を受けてホテル需要も戻ってきており、チェア等の入替の引き合いが増加しました。

この結果、売上高は1,174百万円（前連結会計年度比24.4%の増収）となり、セグメント損失は210百万円（前連結会計年度は98百万円のセグメント損失）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は31億47百万円で、主なものは、新製品に係る金型及びイーシームズ株式会社におけるレンタル資産の取得であります。

3. 資金調達の状況

2024年2月27日に無担保社債1,000百万円を発行いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、顧客のニーズや期待に応えるために会社価値と経営品質の向上を経営目標として掲げ、顧客密着型経営を推進しております。

今後、市場競争の更なる激化が予測される環境の下、競争力と組織力の強化を図り、安定した経営体制を構築するために、次の項目に重点を置いて事業経営を推進して参ります。

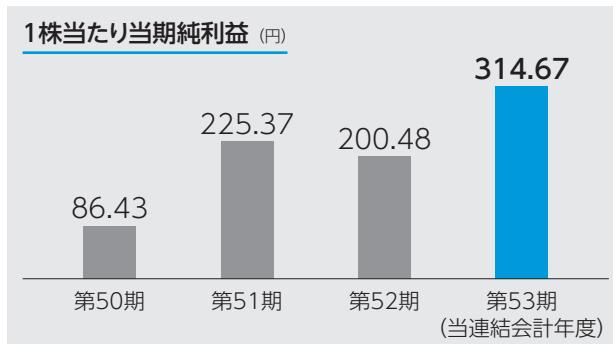
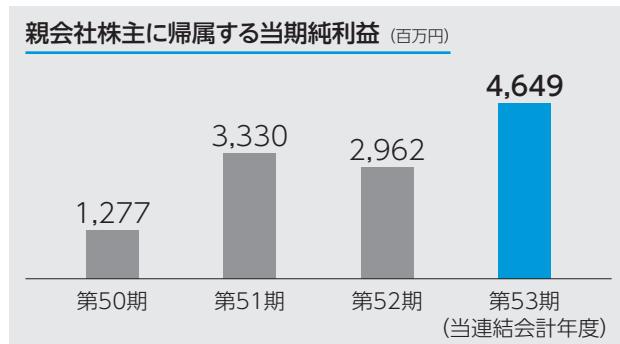
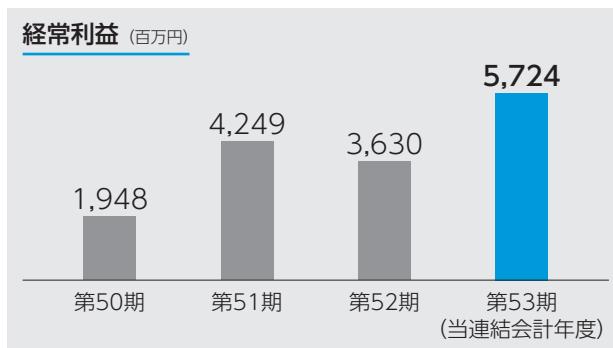
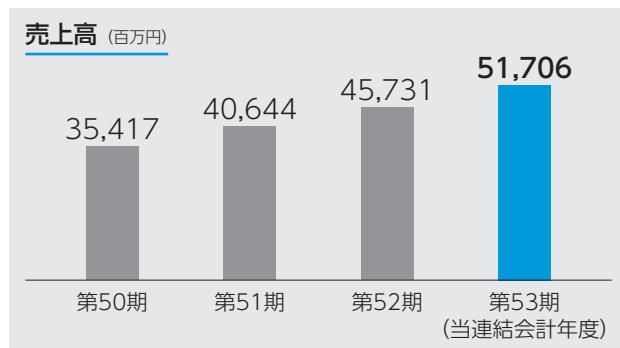
- ① 商業施設向け照明器具市場で培った製品開発力と事業ノウハウを活かし、業務用照明分野市場において、省エネルギー及び環境保護を重視した高効率LED照明器具のトップメーカーとしての確固たるブランドの確立を図ります。今後は、これまでの光源では行えなかった幅広い光色の再現など独自性の有るLED応用製品の開発を進め、より豊かな光環境の実現に向けたソリューション提案の強化を推進して参ります。
- ② 国内の製造拠点である佐野工場、海外生産子会社であるENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd.及び昆山恩都照明有限公司の3製造拠点において、更なる生産性の向上とコストダウンを実現し世界的なLED照明器具の供給体制の整備を進めます。
- ③ 様々な施設における顧客要望に対し、照明とその関連商材・サービスを通じたソリューションの提案力の強化とともに、IoTを活用した営業システムの構築などを推進し、施主・設計事務所・ゼネコン・サブコンなどからの信頼向上に努めて参ります。
- ④ 欧州・広域アジアへの経営資源の集中により、各地域にフィットした製品・サービスの供給を進め、海外事業を国内事業と並ぶ中核事業に育成して参ります。
- ⑤ 事業の継続的な成長・発展を実現するために、産学協同開発の推進や外部企業とのコラボレーションによる技術開発や共同研究に注力し、光の持つ可能性の追求と実証を進めます。
- ⑥ 連結子会社のイーシームズ株式会社が実施している環境関連事業に関しては、レンタルスキームを活用したソリューション提案に注力するとともに、組織体制の強化と新規商材・サービスを含めたビジネスモデルの開発により、長期的な事業発展につなげて参ります。
- ⑦ インテリア家具・用品については、照明事業のチャンネルを活用した販売促進活動や既製品家具の販売強化などを推し進めるとともに、オフィスなどの新規分野への展開も積極的に行って参ります。
- ⑧ 世界的に不安定な部品供給、高騰する原材料価格並びに為替相場の急激な変動などの原価悪化要因に対し、日本国内にとどまらないグローバルな観点で、柔軟かつ強靱な販売体制、製品供給体制の整備について取り組んで参ります。

- ⑨ 長期的展望に立った新規事業や新製品の開発活動及び経営体質の効率化・省力化等の将来の成長に向けた投資とのバランスを考慮した上で、資本効率及び株主還元の上をを図る等の資本コストや株価を意識した経営に取り組んで参ります。
- ⑩ サステナブルな社会の実現に向けた社会的責任を認識し、会社と社会の持続可能性の両立と中長期的な企業価値向上を目指すため、気候変動、汚染防止、資源循環、水資源、生物多様性などの環境に関する事項、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇などの社会に関する事項、取引先との公正・適正な取引、腐敗防止、コーポレートガバナンス、自然災害等への危機管理などのガバナンスに関する事項について取り組んで参ります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区分		第50期 2021年3月期	第51期 2022年3月期	第52期 2023年3月期	第53期(当連結会計年度) 2024年3月期
売上高	(百万円)	35,417	40,644	45,731	51,706
経常利益	(百万円)	1,948	4,249	3,630	5,724
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,277	3,330	2,962	4,649
1株当たり当期純利益	(円)	86.43	225.37	200.48	314.67
総資産	(百万円)	50,547	55,595	57,343	62,753
純資産	(百万円)	23,541	28,243	31,535	38,567

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第51期の期首から適用しており、第51期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



6. 重要な子会社の状況

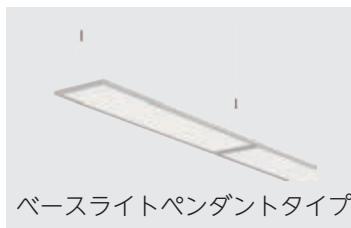
会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd.	160,000千バーツ	99.9%	照明器具の製造・販売
昆山恩都照明有限公司	19,100千USドル	100.0%	照明器具の製造・販売
イーシームズ株式会社	100,000千円	100.0%	省エネ照明器具及び制御機器のレンタル及び販売
Ansell Electrical Products Limited	50千ポンド	100.0%	照明器具の製造・販売
Ansell (Sales & Distribution) Limited	0千ポンド	100.0%	照明器具の製造・販売

7. 主要な事業内容

当社グループは主に業務用照明器具の製造販売を行っております。
その品目別の主要製品は、次のとおりであります。

照明器具関連事業

品目別	主要製品
業務用照明器具	ダウンライト、スポットライト、シーリングライト、シャンデリア、ペンダント、ブラケット、直管形LEDランプ等
照明制御システム	Smart LEDZ (照明空間マネジメントシステム)



環境関連事業

品目別	主要製品
業務用照明器具	ベースライト、生鮮食品用照明等
照明制御システム	Smart LEDZ (照明空間マネジメントシステム)



インテリア家具事業

品目別	主要製品
業務用家具、 インテリア用品	チェア、テーブル、ソファ等



8. 主要な営業所及び工場等

		拠 点 : 所 在 地
当 社	本社	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
	主要な事業所	東京（東京都）、大阪（大阪府）
	営業所	札幌（北海道）、仙台（宮城県）、北関東（栃木県）、埼玉（埼玉県）、新潟（新潟県）、静岡（静岡県）、名古屋（愛知県）、金沢（石川県）、京都（京都府）、岡山（岡山県）、高松（香川県）、広島（広島県）、福岡（福岡県）、熊本（熊本県）、沖縄（沖縄県）
	研究所	テクニカルセンター（大阪府）
	物流	佐野（栃木県）、水口（滋賀県）、大川（福岡県）
	工場	佐野（栃木県）
子 会 社	営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・イーシームズ株式会社（大阪府） 北海道（北海道）、東北（宮城県）、関東（東京都）、中部（愛知県）、近畿（大阪府）、中四国（広島県）、九州（福岡県） ・ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. (タイ) バンコク(タイ)、フィリピン支店(フィリピン) ・恩藤照明設備(北京)有限公司(中国) ・ENDO LIGHTING ACCESSORIES (INDIA) PRIVATE LTD. (インド) ・ENDO Lighting SE Asia Pte.Ltd. (シンガポール) ・ENDO LIGHTING VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム) ・Ansell Electrical Products Limited (英国) Ansell Electrical Products Spain SL (スペイン) ・Ansell (Sales & Distribution) Limited (英国) Ansell (Sales & Distribution) Republic of Ireland Limited (アイルランド)
	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. (タイ) ・昆山恩都照明有限公司(中国)



本社（ENDO堺筋ビル）



大阪事業所（ENDO本町ビル）



佐野工場



中国工場



タイ工場

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	当連結会計年度末従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
照明器具関連事業	1,420（92）	4増（18増）
環境関連事業	62（13）	1増（4増）
インテリア家具事業	25（5）	1減（－）
全社（共通）	45（10）	4減（1増）
合計	1,552（120）	－（23増）

- (注) 1. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
 2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
487（81）名	4名増（8名増）	42.2歳	13.6年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
 3. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 4. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

10. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,025百万円
株式会社三井住友銀行	1,522
株式会社りそな銀行	1,195

- (注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入金残高には社債（私募債）の未償還額1,000百万円を含んでおります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,800,000株
- (2) 発行済株式総数 14,776,321株 (自己株式152株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 4,407名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社アーバン	4,933千株	33.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	568	3.84
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	554	3.75
日本生命保険相互会社	364	2.46
株式会社SBI証券	306	2.07
遠藤照明従業員持株会	235	1.59
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	199	1.35
JPモルガン証券株式会社	199	1.34
INTERACTIVE BROKERS LLC	180	1.21
RE FUND 107-CLIENT AC	178	1.20

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠 藤 邦 彦	ENDO Lighting (THAILAND) Public Co., Ltd. 代表取締役会長
常 務 取 締 役	菱 谷 清	開発・品質・生産担当、昆山恩都照明有限公司 董事長
取 締 役	杉 坂 真 志	営業本部長
取 締 役	馬 場 孝 夫	ティーベイション株式会社 代表取締役社長
取 締 役	宮 下 律 江	株式会社エターナリア 代表取締役
常 勤 監 査 役	久 保 章	
監 査 役	村 井 潤	村井法律事務所 弁護士
監 査 役	神 崎 泰 郎	

- (注) 1. 取締役馬場孝夫及び宮下律江の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 2. 監査役村井潤及び神崎泰郎の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 3. 常勤監査役久保章氏は、経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	鍛 冶 谷 栄 司	営業本部 東京営業統括部長
執 行 役 員	三 沢 広 実	中央研究所長 兼 特注部長
執 行 役 員	奥 村 昌 之	営業本部 環境ソリューション統括部長 兼 商環境ソリューション部長
執 行 役 員	細 井 秀 人	営業本部 大阪営業統括部長
執 行 役 員	小 川 佳 洋	営業本部 営業企画統括部長
執 行 役 員	高 島 康 行	営業本部 特機開発統括部長
執 行 役 員	大 島 雄 太	海外本部長 兼 ENDO Lighting (THAILAND) Public Co.,Ltd.代表取締役社長
執 行 役 員	永 山 恵 一	イーシームズ株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	後 藤 修 二	管理本部長 兼 人事総務部長 兼 情報システム管理部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

(1) 被保険者の範囲

当社及び子会社・孫会社の取締役、監査役及び執行役員の主要な業務執行者

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が(1)の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図ることの意欲を高めるとともに、インセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案して、総合的に決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬、役員退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬と役員退職慰労金のみを支給する。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）として支給し、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、執行役員報酬、従業員給与の水準を考慮しながら、経営内容や経済情勢を勘案して決定する。

③ 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、利益の最大化が株主価値向上に資するとの考えから、売上総利益率及び売上高経常利益率を重視し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、個人別の配分額を計画達成度係数と役職別案分比率から算出して、毎年、一定の時期に支給する。

④ 役員退職慰労金の額の算定方法の決定に関する方針

役員退職慰労金は、基本報酬に基づき、在任役職年数および役職位ごとの係数により慰労金の額を算出し、役員の退任時に当社所定の基準による相当額の範囲内で慰労金を支給することを取締役会に一任する旨の株主総会決議を経たうえで、取締役会決議にて決定する。

⑤ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は、連結経常利益に基づき基本報酬と別枠で支給するものとし、基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な割合となることを方針とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、取締役会が指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得て、その具体的内容の決定は代表取締役社長遠藤邦彦氏に委任する。

委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容を考慮して、各取締役の基本報酬の額および各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬の評価配分を決定する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議は、1990年6月28日開催の第19回定時株主総会で決議し、その内容は、取締役の年間報酬総額を2億円以内、監査役の年間報酬総額を5,000万円以内としております。なお、第19回定時株主総会終結時点での取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であります。また、業務執行取締役に対する業績連動報酬に関する株主総会の決議は、2014年6月27日開催の第43回定時株主総会で決議し、その内容は、業績連動報酬は連結経常利益の1.5%の範囲内で支給するものとし、その上限額は年額2億円以内とは別枠で年額1億円以内としております。なお、第43回定時株主総会終結時点での取締役の員数は12名、監査役の員数は4名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定については、公正性と透明性を確保するため、取締役会が、代表取締役と社外取締役から構成される指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が同委員会の答申内容を考慮し、予め定められた算定方法に従って決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	118 (8)	65 (8)	47 (-)	- (-)	5 (0)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19 (9)	17 (9)	- (-)	- (-)	1 (0)	4 (3)

(注) 1. 上記には、2023年6月28日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

2. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。

3. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結経常利益および経常利益に応じて社内基準により算出された額を支給しております。なお、当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の実績は第53期連結経常利益5,724百万円、経常利益2,845百万円となっております。

4. 取締役会は、代表取締役社長遠藤邦彦に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

5. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労金繰入額であります。

6. 監査役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、各監査役の報酬については株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において監査役の協議により決定いたします。

7. 上記支給額のほか、2023年6月28日開催の第52回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外監査役1名に対し16百万円を支給しております。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労金の繰入額16百万円を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 当社と、取締役馬場孝夫氏が兼職しておりますティーベション株式会社との間には、特別の関係はありません。
- ② 当社と、取締役宮下律江氏が兼職しております株式会社エターナリアとの間には、特別の関係はありません。
- ③ 当社と、監査役村井潤氏が兼職しております村井法律事務所との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
取締役	馬場孝夫	19回中18回	13回中3回 (注1)	取締役会19回のうち18回に出席しました。主に企業経営者として培った企業活動に関する幅広い見識と豊富な経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。 また、当社の代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会にも出席し、独立した客観的立場から提言を行うなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	宮下律江	19回中16回	13回中3回 (注1)	取締役会19回のうち16回に出席しました。主に企業経営者として培った幅広い見識と社内外での女性活躍推進への取り組みなど豊富な経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。 また、当社の代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会にも出席し、独立した客観的立場から提言を行うなど、経営陣の監督に務めております。
監査役	村井潤	19回中19回	13回中13回	主に弁護士としての幅広い知識や経験、また他社での社外監査役等の経験も有しており、法務の見地から、適宜発言を行っております。
監査役	神崎泰郎	19回中18回	13回中11回	主に出身会社である製造業において事業企画部門に従事し、総務、経理などの管理部門の責任者としての経験も有しており、その幅広い豊富な経験から、適宜発言を行っております。

(注) 1. 取締役馬場孝夫及び宮下律江の両氏は、社外取締役として監査役会との緊密な連携を図るため、四半期ごとに監査役会に出席した回数を記載しております。

(注) 2. 上表の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を聴取のうえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

3. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

5. 会計監査人の業務停止処分

会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(注) 事業報告の金額表示（1株当たり当期純利益は除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。また、千株単位の株式数表示は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	39,924	35,140
現金及び預金	16,373	12,050
受取手形	728	524
売掛金	9,116	7,862
商品及び製品	10,822	11,358
仕掛品	269	272
原材料及び貯蔵品	1,172	1,236
その他	1,704	1,945
貸倒引当金	△262	△109
固 定 資 産	22,829	22,202
有形固定資産	16,871	16,634
建物及び構築物	4,457	4,564
機械装置及び運搬具	396	449
レンタル資産	7,503	7,146
土地	3,452	3,453
リース資産	119	136
建設仮勘定	323	319
その他	616	563
無形固定資産	3,134	2,871
ソフトウェア	463	406
のれん	2,516	2,368
その他	153	97
投資その他の資産	2,823	2,696
投資有価証券	100	72
退職給付に係る資産	101	20
繰延税金資産	947	945
その他	1,759	1,733
貸倒引当金	△85	△75
資産合計	62,753	57,343

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	15,238	15,965
支払手形及び買掛金	5,036	4,282
短期借入金	200	2,850
1年内返済予定の長期借入金	4,464	4,794
リース債務	48	66
未払金	1,477	1,302
未払法人税等	667	207
賞与引当金	872	572
役員賞与引当金	171	120
製品保証引当金	582	655
その他	1,718	1,112
固 定 負 債	8,947	9,842
社債	1,000	—
長期借入金	6,624	8,239
リース債務	79	73
繰延税金負債	135	332
役員退職慰労引当金	109	119
退職給付に係る負債	303	251
その他	694	826
負債合計	24,186	25,807
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	33,246	29,077
資本金	5,155	5,155
資本剰余金	5,516	5,516
利益剰余金	22,574	18,405
自己株式	△0	△0
その他の包括利益累計額	5,320	2,457
その他有価証券評価差額金	32	14
繰延ヘッジ損益	△20	△67
為替換算調整勘定	5,374	2,625
退職給付に係る調整累計額	△66	△114
非支配株主持分	0	0
純資産合計	38,567	31,535
負債及び純資産合計	62,753	57,343

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	2023年4月1日から2024年3月31日まで	2022年4月1日から2023年3月31日まで
売上高	51,706	45,731
売上原価	31,814	29,739
売上総利益	19,891	15,991
販売費及び一般管理費	14,687	12,898
営業利益	5,203	3,092
営業外収益	917	1,076
受取利息及び配当金	294	105
賃貸収入	165	145
為替差益	—	752
デリバティブ評価益	329	—
その他	127	73
営業外費用	396	538
支払利息	93	98
為替差損	177	—
賃貸収入原価	70	74
デリバティブ評価損	—	329
その他	55	35
経常利益	5,724	3,630
特別利益	2	2
固定資産売却益	2	2
特別損失	3	338
役員退職慰労金	—	338
リース解約損	3	—
その他	0	0
税金等調整前当期純利益	5,723	3,294
法人税、住民税及び事業税	1,310	647
法人税等調整額	△236	△314
当期純利益	4,649	2,962
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	4,649	2,962

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	前事業年度
	2024年3月31日現在	(ご参考) 2023年3月31日現在
資 産 の 部		
流 動 資 産	14,197	14,525
現金及び預金	1,701	1,195
受取手形	640	491
売掛金	3,803	3,745
商品及び製品	5,452	6,710
仕掛品	34	30
原材料及び貯蔵品	253	303
前渡金	59	72
短期貸付金	60	53
その他	2,191	1,924
貸倒引当金	△2	△2
固 定 資 産	21,694	21,511
有形固定資産	5,898	5,910
建物	2,523	2,585
構築物	10	12
機械及び装置	23	46
工具器具備品	101	52
土地	3,192	3,213
その他	46	0
無形固定資産	394	290
ソフトウェア	324	274
その他	70	16
投資その他の資産	15,401	15,310
投資有価証券	63	45
関係会社株式	7,947	7,947
関係会社出資金	1,229	1,229
長期貸付金	3,730	3,963
前払年金費用	196	184
繰延税金資産	673	452
その他	1,636	1,630
貸倒引当金	△75	△142
資産合計	35,891	36,037

科 目	当事業年度	前事業年度
	2024年3月31日現在	(ご参考) 2023年3月31日現在
負 債 の 部		
流 動 負 債	10,444	12,154
支払手形	511	387
買掛金	2,403	2,975
短期借入金	—	2,250
1年内返済予定の長期借入金	4,439	4,424
未払金	1,256	666
未払法人税等	385	—
賞与引当金	526	299
役員賞与引当金	46	28
製品保証引当金	568	641
その他	307	481
固 定 負 債	7,902	8,652
社債	1,000	—
長期借入金	6,624	8,214
役員退職慰労引当金	109	119
その他	167	318
負債合計	18,346	20,806
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	17,524	15,268
資本金	5,155	5,155
資本剰余金	5,539	5,539
資本準備金	3,795	3,795
その他資本剰余金	1,743	1,743
利益剰余金	6,829	4,573
利益準備金	21	21
その他利益剰余金	6,808	4,552
繰越利益剰余金	6,808	4,552
自己株式	△0	△0
評価・換算差額等	20	△37
その他有価証券評価差額金	20	8
繰延ヘッジ損益	—	△45
純資産合計	17,545	15,231
負債及び純資産合計	35,891	36,037

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
	2023年4月1日から2024年3月31日まで	2022年4月1日から2023年3月31日まで
売上高	27,474	24,445
売上原価	17,959	16,958
売上総利益	9,515	7,486
販売費及び一般管理費	8,126	7,422
営業利益	1,388	64
営業外収益	1,689	1,783
受取利息及び配当金	840	841
賃貸収入	172	152
為替差益	－	588
デリバティブ評価益	329	－
その他	347	201
営業外費用	232	492
支払利息	84	82
賃貸収入原価	70	74
デリバティブ評価損	－	329
その他	77	5
経常利益	2,845	1,355
特別利益	0	－
固定資産売却益	0	－
特別損失	3	338
役員退職慰労金	－	338
リース解約損	3	－
税引前当期純利益	2,842	1,017
法人税、住民税及び事業税	353	40
法人税等調整額	△246	△486
当期純利益	2,736	1,463

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 遠 藤 照 明
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤照明及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 遠藤照明
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有久 衛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2023年4月1日から2024年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、WEB会議の手法を幅広く活用するなどして、監査役活動の確保に努めました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、定期的に代表取締役、社外取締役と会合を持ち、活発な意見交換を行いました。更に社外取締役を監査役会に招くなどして意思疎通を図るとともに情報を交換し、執行部門への牽制機能の充実強化及び提案機能の強化に努めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、

連結株主資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後とも継続して内部統制システムの整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社 遠藤照明 監査役会

常勤監査役 久保 章 ㊞

社外監査役 村井 潤 ㊞

社外監査役 神崎 泰 郎 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪府大阪市中央区
備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル
2階 会議室
[電話] 06-6267-7095



交通のご案内

地下鉄 堺筋線・中央線
「堺筋本町駅」

12番出口 徒歩約1分



当会場では、駐車場・
駐輪場のご用意がござい
ませんので、公共交通機
関等をご利用ください。

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株式会社 遠藤照明

<https://www.endo-lighting.co.jp/>



この招集ご通知は、環境に
配慮し、植物油インキを使用
しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。